

④ アスリート委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第④項のアスリート委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、本会の卓球競技が競技の面から、一層発展することを願い、競技プレイヤーの観点から、適切な本会機関に対して意見や施策を具申することを目的とする。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行なう。

- 1) 卓球ルールの制定・改定にあたっての意見具申
- 2) 卓球大会の運営（含審判）に関する意見・施策具申
- 3) 理事会あるいは運営会議より諮問された事項に対する意見具申
- 4) その他関連する事項についての意見・施策具申

(構成)

第4条 本委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1～2名
- 3) 委員 若干名

(委員選出)

第5条 副委員長および委員は、前条に基づき、委員長が競技プレイヤーあるいはその経験者から選出する。

(活動費)

第6条 委員長は、年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。
2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って、旅費・日当が支給される。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。